

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年2月10日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕輪 富男

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物件名 防災用ヘルメット（折りたたみ式）
- (2) 規格及び数量 別紙仕様書(購入数内訳書)のとおり
ただし、別紙仕様書において「同等品事前確認」を「要」としている品名について規格・品質欄の同等品を納入する場合は同等品であることを証明する書類を令和8年2月19日(木曜日)17時までに別紙仕様書に示す調達部署の調達担当者あてに提出すること。
なお、同等品の承認については、調達部署の調達担当者から連絡する。
- (3) 納入場所 東北森林管理局 総務企画部 経理課 企画係
- (4) 納入期限 令和8年3月27日（金曜日）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の販売』においてA、B、C又はDの等級に登録されており、『営業品目』において「ゴム・皮革・プラスチック製品類」、「その他機器類」、「その他」を有し、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類

及び委任状がある場合は令和8年2月19日（木曜日）17時までに提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

電話 018-836-2074

e-mail : t_keiri@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

(1) 見積書は令和8年2月24日（火）から受け付け、令和8年2月25日（水）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。

(2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送、電子メールによる提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。

電子メールによる提出の場合は、見積書及び内訳書をPDF化し、上記3のe-mail宛てに送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「（案件名）見積書提出」と記載すること。

(3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

(1) 見積合わせは令和8年2月26日（木）10時に行い、その結果については、見積参加者に通知します。

(2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。）。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積りを依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>

をご覧ください。

仕様書

防災用ヘルメット（折りたたみ式）

- 1 品名、数量、納入場所
別紙「納入予定一覧表」のとおり
- 2 物品仕様
別紙「納入予定一覧表」のとおり。ただし、公示に定める期日までに同等品申請が認められた物品については、この限りではない。
- 3 請求方法
受注者は、納入時に納入先に納品書を提出し、納入検査完了後、速やかに東北森林管理局総務企画部経理課企画係へ請求書を提出する。
- 4 その他
 - (1) 不良品があった場合は、購入より一年間は、使用途中であっても無償で交換すること。
 - (2) 本物品の調達部署の調達担当は、東北森林管理局総務企画部経理課企画係である。
 - (3) その他、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

別紙

納入予定一覧表

同等品 事前確認	納入場所	郵便番号 電話番号	住所	防災用ヘルメット（折りたたみ式） 仕様	個数
要	東北森林管理局 総務企画部 経理課 企画係	〒010-8550 (018)836-2074	秋田県秋田市 中通五丁目 9-16	防災用ヘルメット（飛来・落下物からの保護） 折りたたみ式ヘルメットでワンタッチでの装着可能であるもの プラスチック製・衝撃吸収材装備 頭囲調整可能：47～65 cm程度 帽体色：白 使用時：幅 222×奥行 297×高さ 139 mm程度 折りたたみ時：幅 222×奥行 297×高さ 63 mm程度 重量：0.45 kg程度 【参考：型式 AA21 型 HA7-K21 式（IZAN02）同等品以上】	180

見積内訳書

防災用ヘルメット（折りたたみ用）

品名	数量	単価	金額
防災用ヘルメット （折りたたみ用）	180		0
合計			0

見積書記
載金額

※合計金額については、見積書記載金額と一致させること。

（見積者）

商号又は名称
代表者役職氏名

（代理人）

商号又は名称
氏名

(案)
請 書

令和8年2月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- 1 件名・品名 防災用ヘルメット (折りたたみ式)
- 2 仕様・規格
- 3 数 量 180 個
- 4 契約金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
(注) 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出されたもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 5 納入期限 令和8年3月27日
- 6 納入場所 東北森林管理局総務企画部経理課企画係
- 7 検査場所 東北森林管理局総務企画部経理課企画係
- 8 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第 1 条 頭書の仕様、規格に基づき納入期限内に納入します。
- 第 2 条 頭書の期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第 3 条 頭書の期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条の定める承認にかかわらず、損害賠償金として、納入期限の翌日から起算して納入の日までの日数に応じ、未納部分に対する契約金額に国の債権管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第 4 条 物品を納入する場合は、その旨貴官に通知し、10 日以内に検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第 5 条 前条に定める検査の結果、数量、仕様、規格等に適合しない場合は、直ちに引き替え又は改造します。
- 第 6 条 検査に合格し引渡が完了しても 1 ヶ年間以内に当該物品に不適合が発見された場合は、その不適合を補修し又は損害を賠償します。
- 第 7 条 検査に合格した日に、当該物品の所有権を貴官に引き渡します。
- 第 8 条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内にお支払い下さい。
- 第 9 条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
 - (1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
 - (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
 - (3) 破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
 - (4) 当方からの契約の解除を申し出た場合
- 第 10 条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を貴官の請求により納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第 11 条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。
- 第 12 条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第 13 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。